

税務調査でチェックされる 「源泉所得税②」

週刊税務通信2021年12月13日号No.3683「税務調査を乗り切るポイント」愛知吉隆著より

給与以外及び現物給与に関する事項

源泉所得税の対象には、「**月額**の給与以外に支払われるもの」及び「**金銭以外の物・権利その他経済的な利益をもって収入する場合**」(所法36条1項)が含まれます。

しかし、**実費弁償であるもの、社会通念上容認されるもの、少額であるもの**については、あえて給与課税を行わない(非課税)としています。

「非課税」かどうかの調査のポイント

- ①【**通勤費**】…通勤手当は、交通手段により限度額を規定しています。
 - ⇒ 徒歩通勤者へ支払う通勤費は、課税。
 - ⇒ 自動車通勤の場合、公共交通機関の限度額を適用していないか(有利な方の選択ではない)
- ②【**旅費**】…日当、宿泊費は非課税。
 - ⇒ 宿泊費は、実費精算以外でも一般に妥当な金額であれば非課税。
 - ⇒ 出張(日当)手当が明らかに高額ではないか(基本給、諸手当等から総合判断)
- ③【**研修費、資格取得費**】…業務上必要な資格・知識を得るための費用は非課税。
 - ⇒ 入社前の社長の子供が対象となっていないか。
- ④【**慶弔費**】…社会通念上、相当と認められるものは非課税。
 - ⇒ 職位等で社員間に金額に大きく差がついていないか。
 - ⇒ 同族関係者や特定の者に甘い規程になっていないか。
- ⑤【**食事の支給**】…使用人が食事の半分以上を負担し かつ **会社負担額が、月額3500円以内であれば非課税**
- ⑥【**健康診断**】…一般的な健診であれば非課税。
 - ⇒ 高額な人間ドッグの利用はないか。
- ⑦【**慰安旅行**】…**4泊5日以内(目的地滞在日数) かつ 全従業員50%以上参加 かつ 会社負担が多額でなければ非課税。**
 - ⇒「多額でない」の基準はありませんが、おおむね10~15万円程度。
 - ⇒成績優秀者の褒賞としての旅行は、非課税とならない(勤務の成果であるため)
 - ⇒職位(役員と一般社員)で、旅行代金(交通費・宿泊費)に大きく差がないか。
 - ⇒金額明細に疑義があれば、旅行会社等に反面調査。
- ⑧【**社宅費用**】…**家賃の50%以上の負担で非課税。**
 - ⇒役員への豪華社宅(240㎡超・個人の嗜好設備・一般にない設備等)の場合は、通帳の賃料相当額。
 - ⇒社宅の選択(賃貸物件)にあたって全て本人の自由意思としていないか(「住宅手当(課税)」と見なされる)

【**今月の経営格言**】 社長の定位置は社長室ではない。お客様のところである。
by 一倉定 (経営コンサルタント)

定期的にお客様を訪問している社長は極めて少ない。会社に出勤しても、ほとんどの時間を社内で過ごすため、世間知らずである。世間知らずに正しい経営が出来るはずがない。社員の欠点ばかり目に映り、小言を言うことが社長の大切な仕事と思い込んでしまう。 「一倉定の経営心得」より